

鳥取県公立中学校等における部活動の  
地域連携・地域移行に向けた推進計画

鳥取県教育委員会  
令和5年8月

## はじめに

中学校等（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）における部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、責任感、連帯感の涵養や好ましい人間関係の形成など、生徒の自主的で多様な学びの場として教育的意義が高く、生徒の成長だけでなく学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献するなど中学校教育を支えてきました。

しかしながら、部活動を巡る状況は、近年、少子化により生徒数が減少し、部活動を維持・継続することが困難な状況が起こっており、特に運動部では、団体競技において単独でチームを組むことができない学校が増加しています。

また、活動経験のない教員が顧問として指導すること、休日の部活動の指導や大会・発表会への引率、運営への参画など、中学校等教員の献身的な支えにより部活動を維持・継続してきましたが、部活動指導が時間外業務時間の主な要因で負担となっていることも指摘されているなど、多くの課題や問題が起こっています。

こうした状況を踏まえ、令和2年9月に国は、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする。」と示しました。

また、令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という。）を策定し、学校部活動の地域連携や地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示しました。

部活動改革に係る国の方針を受けて、令和3年度に県教育委員会では、令和5年度以降の本県における中学校及び高等学校の運動部の在り方について検討することを目的に、「鳥取県運動部活動在り方検討会」を設置し課題整理や方向性の検討を行ってきました。しかし、令和4年12月に示された国ガイドラインで地域連携・地域移行の対象が公立中学校とされたことから、運動部だけでなく文化部も含めた公立中学校の部活動の地域連携・地域移行の在り方について検討を行うために令和4年度の2回目から「鳥取県部活動在り方検討会」と名称を改め検討を行っており、現在まで6回の検討会を開催してきました。

この度、令和5年度から令和7年度までの国の「改革推進期間」における県内の公立中学校等の休日における部活動の地域連携や地域移行が推進されるよう、「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。本推進計画は現段階の状況のものであり、今後も状況に応じて改訂をしていくとともに、市町村の取組における課題や問題に対し個別に対応していきます。

市町村においては、本推進計画を参考に各市町村における推進計画を策定していただき、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動を実施できる機会や環境を確保するとともに、教員の負担軽減につながる取組を推進していただくようお願いします。

令和5年8月

鳥取県教育委員会

# I 基本方針

## 1 基本的な考え方

- (1) 休日に活動をしている部活動について、地域連携・地域移行の取組を推進する。ただし、地域移行については、地域において生徒の活動機会が確保できる部活動から行うものとする。なお、地域の状況に応じて、地域連携・地域移行の時期を調整することも可能とする。（例えば、市町村において、管内全ての中学校等の時期を合わせる 等）
- (2) 平日の活動については、基本的に教員・部活動指導員・外部指導者の指導の下、学校の部活動として活動の機会を確保する。
- (3) 本県における公立中学校等の部活動改革は、単純に休日に活動する部活動を地域での活動に移行することではなく、これまで中学校等を中心に維持してきた中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる休日の環境を、学校教育関係者と地域の関係者が連携して学校または地域に構築していくことにより、生徒が活動や経験を通じて学ぶことができる機会を持続可能なものとしていくことを目的として推進していく。
- (4) 本県における部活動改革は、「地域移行型」を基本とするが、直ちに地域での活動への移行が困難な場合は、学校や地域の状況に応じて、「拠点校（合同部活動）型」、「地域連携型」といった新しい部活動の形態により、生徒の活動の機会を確保しながら、「地域移行型」への取組を推進する。

※地域移行型とは、休日の学校部活動を行わず、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を地域に構築し、社会スポーツ・文化芸術活動として実施するものであり、その運営主体は学校と切り離されたものとなるため、指導者への謝金については、運営主体の自己財源での対応となる。

※拠点校（合同部活動）型とは、指導できる教員や外部の指導者がいる部活動を拠点校として位置付け、拠点校以外で指導者がいない部の生徒や部がない生徒が拠点校で活動を行うもので、部活動として実施するものであるため、指導者（部活動顧問）への謝金は、教員特殊業務手当となる。拠点校は、中学校に限らず、高等学校となることもある。

※地域連携型とは、学校部活動に地域（外部）の指導者を配置して教員が指導に携わらなくてもよい環境を構築するもの。指導者は、部活動指導員や外部指導者となり、指導者への報酬や謝金は、配置する市町村が負担し、県も一部補助する。

## 2 地域クラブの考え方

- (1) 「地域移行型」における「地域クラブ」は、以下の要件ア～エを満たしていることを基本とする。

ア 休日の生徒の活動の機会を確保することを目的としている。

イ 国ガイドラインを遵守した活動を行っている。

ウ これまで学校の部活動が、学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承し活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している。（例えば、勝利至上主義を目的としていない等）

エ 中学校体育連盟主催大会に出場の認定要件を満たしている。（文化芸術クラブは除く）

- ※「地域移行型」の地域クラブの単位は、同一市町村内の生徒を対象とし、平日に学校で実施している部活動を単位とする。ただし、単独の学校または市町村で活動を維持・継続することが困難な場合は、複数校若しくは市町村を越えての地域クラブ設置について当該校及び当該市町村で協議し、互いに同意する場合は可とする。

- (2) 市町村が運営主体ではない場合や市町村が運営を委託していない等、市町村が運営に関わらない地域クラブが「地域移行型」の地域クラブとして中学校の休日の活動先となることを希望する場合は、市町村へ申請をする。
- (3) 申請があった地域クラブ等について市町村及び学校は、上記（1）の要件ア～エについ

て確認する。確認の結果、要件を満たしている場合は、市町村と学校で協議の上、休日の活動先として認定する。認定後は、該当の部活動の休日の活動を行わないこととし、休日の活動の場として市町村から地域クラブへ依頼する。

### 3 部活動及び教職員の考え方

- (1) 休日の活動を直ちに地域へ移行することが困難な場合は、地域での活動となるまでの間は、学校の部活動を存続して生徒の活動の機会を確保する。ただし、その場合、部活動指導員・外部指導者の配置や合同部活動などの取り組みを通して休日の部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しなくてよい環境の構築に可能な限り努める。
- (2) 休日に教員が部活動指導を行う場合の指導時間については、各市町村立学校職員の「勤務時間の上限に関する方針」の範囲内で指導にあたる。

ア 1か月の時間外業務時間が45時間以内

イ 年間の時間外業務時間が360時間以内

- (3) 休日に地域クラブでの指導を希望する教職員は、服務監督権者の許可を得て地域クラブの指導者または、指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先（地域クラブ）からの要請に基づき、地域クラブの指導者として中学生の指導にあたる。ただし、勤務校の生徒のみを対象とした地域クラブの代表者になることはできない。なお、勤務校以外の生徒や小学生、高校生等の他校種の児童生徒を対象としている場合は、代表者となることができる。

ア 有償で指導する場合

県教育委員会が定めた基準を参考に市町村教育委員会が従事可能な地域クラブかどうかの判断を行い、兼職兼業または営利企業への従事の許可を受けた範囲で行う。ただし、教職員が勤務校の生徒のみを対象とした地域クラブの代表者として運営に従事することは部活動との切り分けが困難であるため不可とする。

イ 無償で指導する場合

兼職兼業または営利企業への従事の許可は必要としない。また、校長等への事前の相談・了承は、必ずしも必要としない。ただし、学校運営に支障がなく、教職員としての信用を失墜させるようなことがないようにする。

### 4 今後の部活動の在り方検討

- (1) 令和5年度から令和7年度末までの3年間で「改革推進期間」として位置づけ、県、市町村及び関係団体が連携して地域連携・地域移行に取り組む。なお、県として一律の完了の期限は設けないこととする。
- (2) 平日の部活動の地域連携・地域移行については、令和7年度末の県内の休日の地域連携・地域移行の進捗状況及び国の動向を踏まえながら、令和8年度以降に改めて方針を検討し、市町村に示す。
- (3) 令和5年度は、各市町村において市町村内の現状把握（指導者、中学生の受け入れが可能な団体等の状況）、課題や問題点の洗い出しを行い方向性等について検討を行う準備の年度とする。
- (4) 令和6年度以降、地域連携・地域移行に向けた準備が整った市町村、学校、種目等から取組を推進していくこととする。
- (5) 各市町村における地域連携・地域移行の取組によって明らかとなった課題や問題点等への方策について、県、市町村及び中学校等が連携して検討・研究していく。

## Ⅱ 県及び市町村の役割

### 1 県の役割

- (1) 県は、本推進計画を踏まえ、市町村の地域連携・地域移行に向けた取組を県教育委員会、県地域スポーツ・文化芸術振興担当部局、県スポーツ・文化芸術関係団体が連携して部活動の地域連携・地域移行に係る課題・問題点等へ対応するために、定期的に情報共有や課題等の対応方策の検討を行い支援する。
- (2) 県は、必要に応じて市町村及び学校が設置した協議会等へ参加し指導・助言を行う。
- (3) 県は、各圏域内の市町村が情報共有できる機会の確保について支援する。
- (4) 県は、市町村の取組状況を適宜集約し、市町村へ情報共有を行う。
- (5) 中学校体育連盟主催大会参加クラブの認定の在り方については、今後、中学校体育連盟と県で協議していく。

### 2 市町村の役割

- (1) 市町村は、教育委員会、地域スポーツ・文化芸術振興担当部局、市町村スポーツ・文化芸術関係団体等が連携し、各地域の状況に応じて地域連携・地域移行の取組を推進する。
- (2) 市町村は、域内の関係者等による協議会等を令和5年度中に設置し、本推進計画を参考に市町村における方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係機関と連携を図りながら取組を推進する。なお、地域の状況によっては東・中・西部などの圏域単位等、市町村単位以外での設置も考えられる。
- (3) 中学校等は、校区内の関係者による協議会等を状況に応じて設置し、学校における方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係者と連携を図りながら取組を推進する。なお、地域の状況に応じて複数校や市町村の協議会と合わせての設置も考えられる。

### Ⅲ 具体的な取組方策

#### 1 地域における地域クラブ等の整備充実

- (1) 市町村及び中学校等は、部活動の地域移行の中心となり得る地域クラブ等がある場合は、地域クラブと連携を図りながら地域移行の取組の在り方を検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。
- (2) 市町村及び中学校等は、部活動の地域移行の中心となり得る地域クラブ等がない場合は、地域、PTA、地域学校協働本部、保護者会、OB・OG会、競技団体等（文化芸術団体含む。以下同じ。）若しくは、民間企業等との連携等、それぞれの地域の状況に応じて、対応を検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。
- (3) 単独の市町村で地域移行の中心となり得る地域クラブの整備が難しい場合には、近隣の市町村と連携することも有効であることから、状況に応じて検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。

#### 2 地域におけるスポーツ・文化芸術指導者の質・量の確保

- (1) 市町村教育委員会は、休日に地域での指導を望む教職員が、地域クラブの指導者として従事できるよう、国から示された『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）（令和3年2月）及び取扱いの手引き（令和5年1月）なども参考に兼職兼業の取扱いを整理する。
- (2) 県は、競技団体等の協力を得ながら指導者の発掘・把握に努めるとともに休日のスポーツ・文化芸術指導を望む教職員等を指導者として、登録・管理し指導者の派遣を行う指導者人材バンクを構築する。なお、指導者人材バンクの運営方法等については、競技団体等の意見を参考に、令和5年度中に決定する。
- (3) 休日に地域クラブでの指導を希望する教員は、地域クラブの指導者又は指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先（地域クラブ）からの要請に基づき、地域クラブの指導者として中学生の指導にあたる。
- (4) 人材バンクの登録の対象は、地域での指導を希望する住民等の他、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教職員（OBを含む）及び、部活動指導員・外部指導者、県・市町村職員も対象とする。
- (5) 県及び市町村は、地域クラブの指導者の質の確保に向けて、関係団体と連携して指導者研修会等を開催する。
- (6) 市町村は、現在、部活動指導員や外部指導者を配置している部については、休日の地域クラブの指導者としての協力も検討する。

#### 3 地域における施設の確保

- (1) 市町村は、部活動の地域移行を目的とした地域クラブが学校施設を利用する場合は、一般の学校開放の利用団体より優先利用とするか検討する。
- (2) 市町村は、部活動の地域移行を目的とした地域クラブが学校施設や社会体育・教育施設を利用する場合は、他の社会スポーツ・文化芸術クラブより低廉な価格又は減免とするか検討する。
- (3) 市町村は、部活動の地域移行の推進により学校施設の利用が増加することで学校の負担が増える可能性があるため、学校施設の管理の在り方（例えば、指定管理者制度の導入や管理業務の委託等）について検討する。
- (4) 市町村は、部活動の地域移行を目的として中学生を受け入れて活動を行う民間事業者が学校施設を利用できるよう、規則等で制限がある場合や使用料が高額の場合は、低廉な価

格での利用を可能とするか規則の改正も含めて検討する。

#### 4 大会の在り方、引率や運営に係る教員の負担軽減

- (1) 学校又は地域クラブのどちらの所属から大会等へ参加をするかについては生徒が判断する。なお、選択した出場所属の年度途中での変更については、各学校体育・文化団体が定める規程に則って行う。
- (2) 生徒引率については、大会等主催団体が定める引率規程に則って行う。
- (3) 県は、中学生年代を対象とした競技団体（文化芸術含む）主催の大会等における参加単位において、学校単位を要件としないことの検討を競技団体へ要請する。

#### 5 活動における保険の在り方

- (1) 地域クラブの活動は、学校教育活動としての活動ではないため、独立行政法人スポーツ振興センターの災害給付制度の対象とならないことから、自宅と活動場所との往復、ケガや事故等の発生への対応のため、保険加入を推奨とする。
- (2) 保険加入に係る費用については、加入者の負担とする。

#### 6 活動における費用負担の在り方

- (1) 地域クラブの活動に必要な経費については、原則、受益者負担とする。
- (2) 経済的に困窮している家庭の生徒が地域クラブでの活動に参加する場合に、参加に係る費用の支援方策については、国の動向を確認すると共に、県及び市町村において検討・研究する。

#### 7 地域クラブへの支援

- (1) 地域クラブの運営は、原則参加者等からの活動に係る会費等の収入を財源としての運営とする。
- (2) 公立中学校等の部活動の地域移行を目的として活動する地域クラブに対しての支援の在り方について県及び市町村において検討・研究する。  
※支援の対象となる地域クラブについては、「I 基本方針 2 地域クラブの考え方(1)」で規定する「地域移行型」の地域クラブとする。

#### 8 高校入試への対応

- (1) 当分の間、部活動と地域クラブで活動する生徒が、混在した状況で高校入試が実施されることとなるため、中学校等は、部活動を行っていない生徒の地域団体等での活動状況の把握に努める。
- (2) 中学校等が全てを把握することは困難であるため、生徒又は保護者から申告をしてもらうなど、各学校の状況に応じて把握を行う。内容については大会への参加や成績を証明するもの（参加したプログラム、賞状等の写し）で確認することとし、中学校等は、事前に生徒及び保護者へ地域クラブでの活動記録の申告について周知する。
- (3) 中学校等は、高校入試における、部活動を行わず地域クラブでの活動を行っている生徒の活動の記録等の調査書等への記入については、生徒に不利とならないよう配慮して記載する。
- (4) 地域クラブは、所属する生徒の活動の記録を生徒及び保護者からの求めに応じて中学校へ提供をする。

#### 9 移動に係る支援

- (1) 地域クラブの活動への参加に係る移動は、参加する個人で対応するものとする。

- (2) 「拠点校（合同部活動）型」及び「地域連携型」で実施される活動への参加に係る移動は、基本的に参加する個人で対応するものとする。
- (3) 「拠点校（合同部活動）型」及び「地域連携型」で実施される活動への参加にあたり、個人での移動が困難な生徒への対応について、県及び市町村において検討・研究する。

## 10 その他

- (1) 市町村教育委員会及び学校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること及び今後の地域連携・地域移行の推進を踏まえ、部活動を全員加入としないことを検討する。
- (2) 「拠点校（合同部活動）型」として部活動改革を推進する場合は、市町村教育委員会又は市町村校長会が主体となって実施し、その活動は部活動として位置付けて行う。また、拠点校ではない学校の顧問や教職員の引率は不要とする。なお、中学校体育連盟主催大会への参加については、県中学校体育連盟の規程に準じて参加する。
- (3) 中学校等と地域クラブ（部活動の地域移行先として認定された地域クラブに限る）は、指導方針や生徒の状況等について情報共有を図り、連携して生徒の指導にあたる。



## 参考

### 1 中学校及び部活動を取り巻く状況の変化

- (1) 中学校の生徒数の減少数が加速するなど深刻な少子化が進行し、部活動を維持・継続することが難しくなっている。

区分		生徒数	教員数	学校数	出生数
国	昭和 61 年	約 589 万人	約 28 万人	10,517 校	約 158 万人
	令和 4 年	約 293 万人	約 23 万人	9,164 校	約 79 万人
鳥取県	昭和 61 年	28,518 人	1,442 人	60 校	7,342 人
	令和 4 年	14,473 人	1,353 人	56 校	3,736 人

<運動部に入部している生徒の数>

区分	平成 13 年度	令和 4 年度
国	約 263 万人	約 187 万人
鳥取県	16,486 人	10,454 人

- (2) 活動経験のない教員が顧問として指導せざるを得なかったり、休日を含めた運動部活動の指導を求められたりするなど、教員にとって大きな業務負担となっている。

<学校運動部活動指導者の実態に関する調査の抜粋（日本スポーツ協会令和3年度調査）>

「担当教科が保健体育ではない」かつ「現在担当している運動部活動の競技経験がない」教員は、中学校で 26.9%、高等学校で 25.3%となっている。さらに上記に該当する教員のうち中学校で 35.9%、高等学校で 31.5%が、「自分自身の専門的指導力の不足」を課題としている。この結果により、前回調査時に引き続き、現在担当している競技の専門的指導力の不足を感じている教員が一定数存在する実態が明らかとなった。

### 2 国の動向

#### (1) これまでの動き

- ア (運動・文化) 部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定  
(運動部：平成 30 年 3 月スポーツ庁、文化部：平成 30 年 12 月文化庁)

学校と地域が協働、融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境整備を進めることが示された。

- イ 中央教育審議会の答申（平成 31 年 1 月）

地域の環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

- ウ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を発売  
(令和 2 年 9 月：文部科学省、スポーツ庁、文化庁)

- ・令和 5 年度から、中学校の休日の部活動を段階的に地域の活動へ移行
- ・休日の部活動指導を望まない教員が休日の部活動指導に従事しない環境の整備
- ・引き続き休日の指導を望む教員の取扱いについては、教員としての立場ではなく兼職兼業の許可を得た上で地域の指導者としての立場で従事するための取扱いを整理
- ・段階的な地域移行に向けた実践研究を委託事業として令和 3 年度から実施
- ・大会等の在り方の検討（大会参加要件等の検討及び大会数の精選）

- エ 検討会議の設置（令和 3 年 10 月：スポーツ庁、令和 4 年 2 月：文化庁）

(ア) 8 回にわたり開催。

(イ) 第 8 回の検討会（令和 4 年 5 月 31 日）にて、提言をまとめる。

(ウ) 令和 4 年 6 月 検討会議からスポーツ庁に対して提言を提出。

(エ) 令和 4 年 8 月 検討会議から文化庁に対して提言を提出。

## (2) 総合的なガイドラインの策定（令和4年12月27日付通知）

### <策定の趣旨>

これまで、部活動改革に段階的に取り組んできたが、令和4年6月及び8月の検討会議の提言等を踏まえ、学校部活動の適正な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むため、平成30年に策定した「運動部活動及び文化部活動の両ガイドライン」を全面的に改訂し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定。

## (3) 国の部活動改革の趣旨

ア 学校部活動の地域連携や地域移行は、将来にわたり生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するために重要であること。

イ 地域クラブ活動は、地域の運営団体・実施主体が行うことになる一方、生徒の望ましい成長のため、学校との連携が重要であること。

ウ 生徒のスポーツ・文化芸術環境をめぐる状況は、地域によって異なるため、運営団体・実施主体の在り方をはじめ、地域クラブ活動の整備方法等は地域の実情に応じた多様な方法があることや、学校部活動の地域連携から取り組むなど段階的な体制整備を進めることが考えられること。

## (4) 国の方向性の変更点

ア 令和5年度から令和7年度までを「改革集中期間」として3年間で中学校の部活動を地域へ移行するとしていた計画を令和5年度から令和7年度までの3年間で「改革推進期間」と位置付け、国として地域移行の完了時期は設定せず、早期に地域への移行を目指すこととされた。

イ これまで、地域移行のみとしていた休日の部活動の形態について、地域連携も含め部活動として実施しつつ、地域人材の活用（部活動指導員、外部指導者の配置等）により、休日の部活動に教員が従事しなくてよい環境を構築しながら地域への移行を推進していくことも可能となった。

※今回の方向性の変更については、地域移行を行わなくてもよいということではなく、地域によって環境や状況が様々であり、一律に推進をしていくことが困難であることから、国としての完了目標を設定しないこととしたものである。

※「休日の部活動指導が本来、教員の業務ではない」という方針に変更はなく、地域移行が完了するまでの間も部活動指導員や外部指導者の配置、合同部活動の実施等の取組により教員の負担軽減を図る必要がある。

## 3 県の動向

### (1) 運動部活動在り方検討会の設置

ア 令和3年度は3回（8月、12月、3月）、令和4年度は2回（8月、3月）実施。

イ 当初は、高校も同様に地域移行を推進することとなっていたため、高校関係者、中学校関係者、スポーツ団体、PTA、組合関係者、県スポーツ部局を委員として設置した。

ウ 国が地域移行の対象を公立中学校としたことにより、令和4年度の2回目（3月）から、学校関係者としての委員を中学校に限定するとともに、新たに文化芸術関係者を委員に加えて開催した。

### (2) 検討状況の説明会を実施（令和4年9月～11月）

ア 市町村長及び市町村教育委員会へ説明

イ 県中学校長会へ説明

ウ P T A研修会での説明

(3) 中学校の運動部に関する競技団体へのヒアリングを実施（令和4年5月）

ア 県陸上競技協会、県水泳連盟、県サッカー協会、県バレーボール協会、県バスケットボール協会、県ハンドボール協会、県ソフトテニス協会、県卓球連盟、県柔道連盟、県バドミントン協会と実施

イ 指導者派遣等について

ウ 競技団体としての対応について

エ 大会運営について